



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

1. 7月前半の管理ごよみ
2. 安全管理法律相談—無保険車との交通事故
3. 事故ゼロへのアプローチ—他車のつくる死角
4. 交通事故と企業の責任（6）
5. 今日の朝礼話題
6. 安全週間のおすすめ教材のご案内

// //

※新発売『DVD—まさか自分が飲酒運転をするなんて』

弊社WEBサイトで試写していただけます！

<http://goo.gl/0Rpp2>

☆☆☆\*.....\*7月前半の管理ごよみ\*.....\*☆☆☆

◆1日（月）～7日（日）

—全国安全週間

◆1日（月）～31日（水）

—夏季労働災害防止強調運動（トラック）

—車内事故防止キャンペーン（バス）

◆1日（月）

—国民安全の日

◆7日（日）

—七夕

◆15日（月）

—海の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/06/10/kongetsu-untankenri13-7/>

■安全管理法律相談

安全管理に関する質問にWILL法律事務所の清水伸賢弁護士がお答えするコーナーです。

第2回「無保険車との交通事故」

・質問

先日、弊社の従業員が交差点を直進中に右折してきた車と交通事故を起こしました。しかしながら、右折してきた相手方は任意保険に加入しておらず、弊社の車両の修理費用や積荷の損害賠償はできないと言っています。

弊社としてはどのような方法で損害賠償請求をすれば良いのでしょうか？

・回答

交通事故を起こした加害者が無保険だったとき、被害者が採ることができる手段はいくつかあります。しかし、やはり加害者が任意保険に加入していない場合には、生じた損害の全額が填補されないことが多いといえ、特にこちらに過失がない場合などは、理不尽な結論となることもあります。

【↓続きはこちら】

<http://www.think-sp.com/2013/06/10/houritsu-2-muhokensya/>

## ■事故ゼロへのアプローチ

『他車のつくる死角も意識しよう』

前回に引き続き、運転時に危険をよぶ「死角」について考えてみたいと思います。

前は「自車ボディの作る死角」を取り上げましたが、今回は駐停車車両など、「他車の作る死角」の危険と事故防止策を考えてみましょう。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/06/17/jikozero-shikaku2/>

## ■交通事故と企業の責任（6）

前は、勤務終了後に開催したミーティング後の飲酒運転事故について、会社の責任を認めなかった事例でした。

今回は、タクシーの後部座席に乗っていた他社タクシーの運転者が開けたドアに自転車が衝突した事故について、双方のタクシー会社の責任を認めた事例を紹介します。

『他社タクシー運転者が開けたドア開扉事故でも、会社の損害賠償責任を認定』

タクシー会社に勤務するAは、同業他社のタクシー運転者2名とともに路上に3台縦列駐車して、Aの車のなかに3名が集まり休憩していました。

休憩時間が終わる頃に、右側の後部座席に座っていたBが常用している薬を飲むためのお茶を購入しようとして、「薬を飲まなきゃならない」と言って右側ドアを開けたところ、後方から進行してきた自転車C（男性・54歳）と衝突し、死亡させました。

原告である被害者Cの遺族は、AとAの勤務する会社D、D社にタクシーを賃貸しているE社、Bの勤務するF社に対して、次のように主張して損害賠償を請求しました。

Aに対して……同乗者Bに漫然とドアを開扉しないよう注意する義務がある。

D社に対して……Aの使用者であり事業執行中である。

E社に対して……A車の運行供用者である。

F社に対して……Bの使用者であり事業執行中である。

これに対して、被告らは全面的に争いましたが、裁判所は次のように述べて、Cの過失を認めず、被告らに4,752万円の損害賠償を命じました。

1・Aに対して（運転席に座っていた）

「休憩開始から相当の時間が経過しており、Bが自分の車に戻るためにドアを開扉することは予見できるし、不用意にドアを開扉することがないように指示するなど適切な措置を取るべき注意義務がある。また、漫然とドアを開扉する危険がないようにドアをロックしておくべき注意義務があるにもかかわらず、右側ドアの安全カバーを外していたため、本件事故を発生させた」

2・D社に対して（Aの使用者）

「A車は駐車中であつたが、ほどなく休憩を終えて勤務に戻る事が予定さ

れているので、自賠法3条の「運行」に該当する」

3・E社に対して（A車の保有者）

「登録事項等証明書上、A車の所有者とされている上、住所及び代表取締役が同一であるD社に対してA車を賃貸していることから、「自己のために」A車「を運行の用に供する者」に該当すると認められる」

4・E社に対して（ドアを開扉したBの使用者）

「Bは勤務時間中に同社の制服及び制帽を着用した状態で、B車のわずか約65cm前方に駐車中のA車において発生したものである上、タクシー3台が並んで駐車しており、あたかもB車が客待ちなど業務上の必要があつて駐車しているかのように認められる。よつて、使用者であるE社のタクシー事業という事業の態様からして、被用者の職務執行の範囲内に属するものと認められる」

（東京地裁 平成21年3月31日判決）

■今日の朝礼話題

『黄線で囲まれた路面表示の違いが分かりますか？』

車を運転していると、さまざまな路面標示に出会いますが、今日は黄色の路面標示の違いについて考えてみたいと思います。

黄色の路面標示というと、すぐにセンターラインの黄線が思い浮かびますが、他にも沢山あります。以下に示した路面標示については、違いがわかるでしょうか？

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/06/18/tw-kisen-romen/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

■安全週間のおすすめ教材のご案内

7月1日～7日までは、全国安全週間です。平成25年の全国安全週間スローガンは、「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」です。

今月は安全週間に向けての準備月間となっています。シンク出版では、交通事故防止の教育教材を数多く取り揃えておりますので、ぜひご活用ください。

●教育用冊子

『フォークリフトオペレーターのための安全運転読本』

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 147円（消費税込・送料実費）

フォークリフト乗車中に発生した事故事例を6場面取り上げ、それぞれの事故原因の分析、オペレーターが陥りやすい落とし穴、危険回避のポイントをイラストと写真を中心に解説しています。

資格取得後のフォークリフトオペレーター教育に最適です。

【↓詳しくはこちら】

<http://goo.gl/RzVfs>

+.....+

●教育用冊子

『軽く考えていませんか？自転車事故！』

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 147円（消費税込・送料実費）

本書は、自転車と自動車との代表的な事故事例を6つ取り上げており、事例ごとにドライバー、自転車利用者双方にどのような過失があったかを考え、どのような不安全行動が事故に結びついたかを理解することができる、ドライバー、自転車利用者双方の教育に活用できる教育用教材です。

【↓詳しくはこちら】

<http://goo.gl/FVJ2S>

---

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成25年6月17日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901

TEL 06-6809-1989／FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■